

国家戦略特区法第 27 条の 2（特別償却及び税額控除）税制における特別償却率及び税額控除率の変更について

平素より国家戦略特区の税制について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2018 年度税制改正大綱において政府案を閣議決定したときにお知らせしたとおり、対象となる特定事業について、2019 年 4 月 1 日以降に事業実施計画の確認を行った場合、特別償却率及び税額控除率について、下表のとおり変更となることが、2018 年 4 月に施行された租税特別措置法第 42 条の 10 及び第 68 条の 14 に規定されています。

つきましては、企業への周知等について、改めてご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

		対象資産	H31.3.31 までに確認を受けた事業実施計画に記載された対象資産	H31.4.1 以後に確認を受けた事業実施計画に記載された対象資産
①特別償却、特別控除	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>50%</u>	<u>45%</u>
		建物及びその附属設備並びに構築物	<u>25%</u>	<u>23%</u>
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>15%</u>	<u>14%</u>
		建物及びその附属設備並びに構築物	<u>8%</u>	<u>7%</u>
②研究開発税制の特例	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>減価償却費の 20%</u>	<u>減価償却費の 20%</u>
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>1/2</u>	<u>1/2</u>

※ なお、本税制の適用要件のうち、「指定金融機関からの貸付」から「利子補給金を受けるもの」への見直しは、改めて提出予定の国家戦略特区法の改正が成立し、施行されたときから適用となる見込み。

内閣府地方創生推進事務局
 <税制担当者連絡先>
 寺田、鈴木、新庄、石井
 TEL:03-5510-2464